

元気に な～れ

429

要支援・要介護認定の 仕組みを正しく知ろう!

今月

は 社会福祉士 佐藤 綾香 です

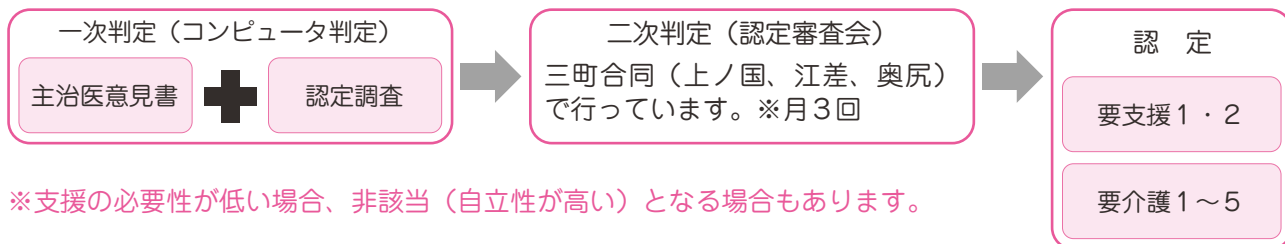
訪問介護などの介護保険サービスを使う際には「要支援○」や「要介護○」が必要です。
認定について、加齢や病気などの理由があれば（必ず）受けられるといった話をよく耳にしますが、そういうものではありません。

このような間違った情報もあるため、今回は認定の仕組みについて、改めて整理しておきたいと思います。

●要支援・要介護認定と流れ

介護の手間（労力や時間）を判断するもので、サービスの利用などを前提に行われます。審査判定は、かかりつけ医が記載する「主治医意見書」と認定調査員が行う「認定調査」による一次判定（コンピュータ判定）を経て、その結果をもとに保健・医療・福祉の学識経験者が集まって行われる二次判定（認定審査会）で最終審査が行われます。

【認定の流れ】



●認定調査ってなに??

認定調査は、調査員が自宅や施設などを訪問し、**全国共通の調査票**をもとに、本人・家族への聞きとりのほか、実際に動作してもらうことで、心身の状態を確認するものです。

より本人の状態像に見合った審査判定につなげていくためには、本人・家族からのより正確な情報提供が重要となります。恥ずかしさやプライドなどから事実と異なる情報提供をしてしまうと、認定に大きく影響し、結果として、適切なサービスが使えなかったり、費用の負担が重くなったりすることもあるため、気をつけましょう。

【認定調査の項目】

身体機能 起居動作	・13項目
生活機能	・12項目
認知機能	・9項目
精神・行動障害	・15項目
社会生活 への適応	・6項目
過去14日間に受 けた特別な医療	・12項目

聞き取った
内容を基準
に当てはめ
て認定調査
票を作成し
ます。



認定調査員

●注意しましょう!

加齢や病気があれば必ず認定がおりるというものではありません。認定は医学的見解と認定調査の内容から総合的に判断されるものですので、誤った情報に左右されないように注意しましょう。

要支援・要介護認定および介護サービスの利用についてのご相談は、地域包括支援センターまたは担当のケアマネジャーまでお問い合わせください。

問い合わせ先 地域包括支援センター ☎0139-55-4460

こころの
健康相談

◇日 時 1月19日(金)14時～15時
◇申込受付 毎月第3月曜日の午前中まで
◇問合せ先 江差保健所 ☎0139-52-1053

◇場 所 北海道江差保健所
◇相談料 無料

広報かみのくに
2024年1月号

